

# 令和7年 第11回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和7年11月10日（月）

午後2時00分から午後2時54分

場所：宇城市役所3階大会議室

## ○出席委員

### （農業委員）

1番	村山 安次	2番	五嶋 一精	3番	田尻 かほる
4番	松川 奈保美	5番	村嶋 政弘	6番	河野 公明
7番	橋本 孝博	8番	山田 哲郎	9番	坂本 茂義
10番	百家 美代子	11番	吉富 訓生	12番	北岡 誠司
13番	本田 久				

### （農地利用最適化推進委員）

中田 修	山本 祐精	松下 潤一
富武 聖一	河野 道也	上田 誠
欠	吉利 健	中塘 万格人
近藤 洋之	田中 起代登	澤村 賢治
上村 君博	森田 良光	欠
吉川 勝弘	欠	野田 眞語
小田 直之	杉田 雅宏	

## ○欠席委員

### 農地利用最適化推進委員

早川 一伸 吉水 和博 河島 陽一

○事務局出席者：（事務局長）松枝 邦明 （審議員）御船 保博 （主任主事）山本 秀磨

### 議事日程（開議：午後2時00分）

- |      |   |
|------|---|
| 日程第1 | 議事録署名委員の決定について                          |
| 日程第2 | 会期の決定について                               |
| 日程第3 | 議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請について             |
| 日程第4 | 議案第58号 農地法第4条の規定による許可申請について             |
| 日程第5 | 議案第59号 農地法第5条の規定による事業計画変更承認申請について       |
| 日程第6 | 議案第60号 農地法第5条の規定による許可申請について             |
| 日程第7 | 議案第61号 農地中間管理事業の実施に伴う農地利用集積等促進計画の作成について |
| 日程第8 | 議案第62号 農用地利用集積等促進計画書の作成について             |
| 日程第9 | 議案第63号 買受適格者証明願について                     |

**開 会** (午後 2 時 00 分) 副会長の号令による起立・礼

**事務局長** ただ今から令和 7 年第 11 回宇城市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会への出席者は、農業委員総数 13 名全員出席ですので総会が成立していることをお知らせします。

開会にあたりまして、会長にご挨拶をお願いします。

**会 長** こんにちは。大変お忙しい中お疲れのところご出席をしていただきましてありがとうございます。

天候の変動でですね、体調を崩している人が増えていると聞いていますので皆様方、十分に気を付けていただけたらと思います。

また、今日は全国農業新聞の勉強会の後に農業公社より講習会がありますので皆さん出席をしていただきますようよろしくお願ひします。

**議 長** それでは、これより令和 7 年第 11 回宇城市農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願ひします。

日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

署名委員は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、9 番 坂本 茂義 委員、11 番 吉富 訓生 委員を指名いたします。

**議 長** 日程第 2、会期の決定を議題とし、お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日と決定したいと思いますが、ご異議のない方の举手を求めます。

( 委員挙手 )

**議 長** ありがとうございます。全員挙手です。よって本総会の会期は、本日 1 日と決定されました。

**議 長** 日程第 3、議案第 57 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 57 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

**事務局** 議案の 3 ページになります。議案第 57 号農地法第 3 条の規定による許可申請について次のとおり許可申請があつたので審議を求める。

令和 7 年 11 月 10 日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

提案理由：農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事

務処理要領の第1の2の(1)の規定により、意見を決定するため審議を求める。

### 議長

それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。

調査報告に当たっては省略することなく、他の委員にも状況が解るように説明をお願いします。

申請番号1番は、	1番 村山委員より
申請番号2番は、	三角2 山本委員より
申請番号3番は、	4番 松川委員より
申請番号4番は、	松橋2 近藤委員より
申請番号5番は、	小川5 野田委員より
申請番号6番は、	13番 本田委員より
申請番号7番は、	豊野2 杉田委員より

それぞれ、説明を求めます。

### 村山委員

申請番号11-1について説明いたします。詳細は記載のとおりでございます。申請事由は経営規模拡大による売買となっております。渡人と受人は同じ地区の方です。渡人は4~5年前ぐらいから耕作をされておらず、受人が隣接する農地を耕作されるという事です。取得後においても農地を効率的に利用が認められることから許可は可能と思われます。ご審議よろしくお願ひします。

### 山本推進委員

2番について説明いたします。申請事由は経営規模拡大による売買です。詳細については申請地は最近までビニールハウスでマンゴーを栽培した土地です。受人はその既存のビニールハウスを利用し、洋ラン、パッションフルーツを栽培する計画です。対価につきましてですが、これは土地代プラスの軽量鉄骨造りのビニールハウスを含めた金額でございます。問題は無いと考えます審議お願ひします。

### 松川委員

申請番号11-3の説明をいたします。詳細は記載のとおりです。申請事由は農業後継者との使用貸借権設定です。貸主と借主は親子関係で借主は農業大学校を卒業後、親元就農で4年目になります。一生懸命頑張っておられますので問題ないかと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

### 近藤推進委員

申請番号11-4についてご説明いたします。詳細は記載のとおりです。受人渡人の方々はご近所の方であって、もう耕作はできませんと言う事で年齢の関係で出来ないという事で受人の方に贈与という形で受け渡していらっしゃいます。なんら問題は無いと思います。ご審議よろしくお願ひします。

**野田推進委員**

申請番号 11 - 5 についてご説明いたします。詳細は記載のとおりでございます。申請事由は経営規模拡大となっております。渡人と受人は同じ地区であり、渡人は終活ということで水稻価格がですねちょっと安かかなと思われますけども、終活という事です。なんら問題は無いと思われます。ご審議かたよろしくお願ひします。

**本田委員**

申請番号 11 - 6 について説明します。詳細は記載のとおりです。申請事由は経営規模拡大による売買になります。譲渡人と譲受人は叔父と甥という関係で、渡人は現在大阪に住んでおられ、高齢ということで売買になったという事です。農業機械の所有状況、地域との調和要件も問題ないかと思われ、審議かたよろしくお願ひします。

**杉田推進委員**

11 - 7 について説明いたします。詳細については記載のとおりです。申請事由は経営規模拡大による売買となっております。渡人と受人の関係なんですけれども、以前受人の方がですねこの土地について耕作をしていたという経緯がありましてですね、今回売買が成立したという事でございます。受人は地域で頑張っておられますので、なんら問題は無いかと思います。以上です。

**議 長**

只今、申請番号 1 番から 7 番について、各委員よりそれぞれ説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

**議 長**

意見も無いようですので、申請番号 1 番から 7 番について承認される方の挙手を求めます。

( 委員挙手 )

**議 長**

ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第 57 号の農地法第 3 条の規定による許可申請について、申請番号 1 番から 7 番は、原案どおり承認することに決定されました。

**議 長**

日程第 4、議案第 58 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 58 号について、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。

**事務局**

議案の 6 ページになります。議案第 58 号農地法第 4 条の規定による許可申請について次のとおり許可申請があつたので審議を求める。

令和 7 年 11 月 10 日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

提案理由：農地法第4条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のアの規定により意見を決定するため審議を求める。

**議長**

それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。調査報告に当たっては省略することなく、他の委員にも状況が解るように説明をお願いします。

申請番号1番は、  
松橋1 中塘委員より  
説明を求めます。

**中塘推進委員**

11-1につきましてご説明申し上げます。詳細は記載のとおりです。この案件につきましては2か月前に一回申請があったんですが、事業計画変更ということでの取り下げ再度の申請になっております。この土地については申請人が離農されましてもう売却になっております。ただ敷地内におきましてまだ転用がなってない部分がありましたので、今回その転用後にまた再度売却という形になります。売却先がですね障害福祉サービスの会社というところで、子ども達の福祉施設という形の中で利用するということになっております。30年前以上の拡張となっておりますので始末書添付ということでの申請です。なんら問題無いとおもいます。よろしくお願いいたします。

**議長**

ここで事務局より、案件について農地転用許可の検討事項について説明をお願いします。

**事務局**

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号1番は、500m以内に宇城市不知火支所があるため、農地区分は第2種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。以上です。

**議長**

只今、申請番号1番について、説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

**議長**

意見も無いようですので、議案第58号について承認される方の挙手を求めます。

( 委員挙手 )

**議長**

ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第58号は、原案どおり承認することに決定されました。

**議 長**

日程第 5、議案第 59 号「農地法第 5 条の規定による事業計画変更承認申請」について」を上程し、議題といたします。

議案第 59 号について、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。

**事務局**

議案の 8 ページになります。議案第 59 号農地法第 5 条の規定における事業計画変更承認申請について次のとおり農地法第 5 条事業計画変更承認申請があつたので農業委員会の意見を求める。

令和 7 年 11 月 10 日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

提案理由：事業計画変更承認をうけるにあたり、農業委員会の議決が必要なため審議を求める。

続けて詳細説明にうつります。申請番号 1 番について、ご説明いたします。この案件は、令和 3 年 5 月 11 日付で、建売住宅で転用許可を受けましたが、当初計画者は資材高騰の影響により事業実施を断念し、承継者が個人住宅に利用する申請になっています。転用者の承継を伴う事業計画変更承認申請の場合は、農地法第 5 条の許可を受ける必要がありますので、議案第 60 号で農地法第 5 条の申請が出ています。ご審議方よろしくお願ひいたします。

**議 長**

只今、申請番号 1 番について、事務局より説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後指名を受け、起立して発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

**議 長**

意見も無いようですので、議案第 59 号について承認される方の挙手を求めます。

( 委員挙手 )

**議 長**

ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第 59 号は、原案どおり承認することに決定されました。

**議 長**

日程第 6、議案第 60 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 60 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

**事務局**

議案の 10 ページになります。議案第 60 号農地法第 5 条の規定による許可申請について次のとおり許可申請があつたので審議を求める。

令和 7 年 11 月 10 日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

提案理由：農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

## 議 長

それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。調査報告に当たっては省略することなく、他の委員にも状況が解るように説明をお願いします。

申請番号 1 番は、	不知火 1	上田委員より
申請番号 2 番及び 3 番は、	不知火 2	吉利委員より
申請番号 4 番は、	7 番	橋本委員より
申請番号 5 番は、	8 番	山田委員より
申請番号 6 番は、	松橋 2	近藤委員より
申請番号 7 番は、	松橋 5	上村委員より

それぞれ、説明を求めます。

## 上田推進委員

申請番号 1 番についてご説明いたします。詳細は記載のとおりです。転用事由は資材置き場です。受人と渡人は同じ地区の住人でありまして、受人は越してこられて 10 年くらいになります。自分で電気工事の仕事をしておられます。今まで敷地内に倉庫を作つておられましたが、手狭になり自宅の横の農地を資材置き場と駐車場で購入されるということになっており、隣接同意、排水同意、区長同意も取られておりました。なんら問題ないかと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

## 吉利推進委員

申請番号 11-2 についてご説明いたします。先ほどの 59 号の事業計画変更の関連になっております。転用事由は個人住宅。区長同意、隣接同意、排水同意も取れていますので、なんら問題はないかと思います。よろしくお願ひします。

続きまして申請番号 11-3 についてご説明いたします。詳細は記載のとおりでございます。転用事由は宅地分譲ということになっております。区長同意、隣接同意、排水同意も取れていますので、なんら問題はないかと思います。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

## 橋本委員

申請番号 11-4 について説明いたします。貸人と借人は親子関係であります。貸人の方が住宅を建てるということで申請があつとります。周りが全部宅地でありますので、なんら問題は無いかと思っております。審議のほうよろしくお願ひします。

## 山田委員

申請番号 11-5 について説明いたします。詳細は記載のとおりです。転用事由がですね宅地分譲ということで 3 区画の分譲をするということです。排水同意も取れていますし、周りはほぼほぼ住宅地です。なんら問題は無いかと思います。審議よろしくお願ひいたします。

## 近藤推進委員

11-6 について説明いたします。詳細は記載のとおりです。住宅街の中にあ

る畑ではあるんですが、写真を見てわかるんですけども家を建てたときの通路としてその時に舗装をされています。なので始末書がついています。住宅を買われるというところで、その家の中に畑が入っていたので今回の申請があがっています。なんら問題は無いかと思います。ご審議かたよろしくおねがいします。

#### **上村推進委員**

申請番号 11 - 7 についてご説明いたします。詳細は記載のとおりでござります。申請目的ですけども、物流倉庫及び事務所という形になっております。この土地はですね農振がかかってまして昨年ですね農振除外の申請があがつておりました。その時説明会があったんで私も出席させてもらったんですけども、その時に私の意見としましては、代替地を探してくださいと要望しておりました。農振の申請書があがつてきた段階で私の意見書として代替地を検討してくださいということで当然推進委員としては反対ですと意見書の方には添付してお返ししております。約 1 年くらい経ってから農振除外がされましたということで今回の申請がでております。場所的には造成されてまして、ものすごく広くて良い場所なんで当然農業委員会としては反対したほうがいいんじゃないかと思っていまして、しかしながら書類関係全部特に問題はございません。まあ、審議のほうよろしくお願ひいたします。以上です。

#### **議 長**

ここで事務局より、案件について農地転用許可の検討事項について説明をお願いします。

#### **事務局**

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号 1 番は、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある 1 種農地ではありますが、集落に接続して転用されるものであり第 1 種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

申請番号 2 番・4 番・6 番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第 2 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号 3 番・5 番は、都市計画法で規定する用途地域内であることから農地区分は第 3 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号 7 番は、特定土地改良事業の対象となった第 1 種農地ではありますが、県道の沿道区域で、流通業務施設へ転用されるものであり、第 1 種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。以上です。

#### **議 長**

只今、申請番号 1 番から 7 番について説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立し

て、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

**議長** 意見もないようですので、申請番号 1 番から 7 番について、承認される方の挙手を求めます。

( 委員挙手 )

**議長** ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第 60 号の農地法第 5 条の規定による許可申請について、申請番号 1 番から 7 番は、原案どおり承認することに決定されました。

**議長** 日程第 7、議案第 61 号「農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画の作成について」を上程し、議題といたします。

議案第 61 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

議案の 13 ページになります。

**事務局** 議案第 61 号農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画の作成について次のとおり農用地利用集積等促進計画について意見を求める。

令和 7 年 11 月 10 日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

提案理由：農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画について、同条第 3 項の規定により、農用地利用集積等促進計画の作成について農業委員会の意見を求める。

続けてですねこの議案について補足をさせていただきます。今回、多くの申請が提出されていますが、これは市内の 7 地区から機構集積協力金の交付事業に伴い多くの申請が提出されているためです。以上です。

**議長** 議案の賃貸借権設定、使用貸借権設定については、各委員に送付しておりました総会議案により確認ってきておられると思いますので案件ごとの説明は割愛させていただきます。

次の案件は委員の案件となります。議案の 88 ページから 90 ページの申請番号 215 番から 218 番、議案の 94 ページの申請番号 229 番、議案の 204 ページから 205 ページの申請番号 673 番につきましては村嶋委員の案件。議案の 175 ページの申請番号 612 番につきましては、山田委員の案件。議案の 173 ページから 174 ページの議案 610 番及び 611 番につきましては、坂本委員の案件となりますので、後ほど審議します。

**議長** それでは、申請番号 1 番から 214 番、219 番から 228 番、230 番から 282 番、501 番から 609 番、613 番から 715 番について、何か質問、意見はありませんか。

発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

森田委員どうぞ

議長

森田推進委員

えらい件数のやつが送ってきたので全部をしっかりと確認はできていないんですけれども、議事の⑤では 495 件とあるけど番号は最後は 715 になっています。これが一つはわからない。それとですね貸人と借り人が同一が結構あるんですね。これってどういう扱いを農地中間管理機構がするのかっていうのがあります。もう一つ借人がですね 80 幾つの高齢者が借りるとはいくつか気付いたんですけどそういう場合あと 10 年 20 年まあ 10 年以内ですね、もしかして亡くなられるとかあった場合には誰が継続するのか。もう一回農業委員会にでるのか、公社の扱いで名義人相続で処理されるのかとかそういうのがわからないんですが。

事務局お願いできますか

議長

事務局

一つ目の件数が合わないという件なんですけど、二つ合わないと思うんですけど、欠番が二つあります。495 と 715 の差は使用貸借が 500 番から始まっています。貸借が 282 番で終わっています。そこの差です。

借人と貸人が同じやつなんですけども、これはですねまず所有者から農業公社が借りまして農業公社が配分として振り分けるわけなんですけどもその際に自作地と同じ扱いでですね、同じ方に貸すという形でとておられますので、とりあえずは農地中間管理事業ということで公社が一回借り受けて配分した結果所有者と同一になったという形です。

もう一つなんですけど、高齢者が借りてらっしゃるという事なんですけども、これも農業公社からですね高齢の方に貸されてるというわけなんですけど、もし借りられてる方ができないときには農業公社に帰ってきて農業公社からもう一回農業委員会にかけて新たな方に貸すというような流れになります。以上です。

森田委員よろしいでしょうか

議長

森田推進委員

これだけの件数がいっぺんにでると農業委員会で一か月間で処理できる量じゃなかっじゃなかろうか、大変苦労されたつかなとかこれくらいのボリュームはどれぐらいの期間で事務処理さるっとですかね。

事務局

詳細に言うとですね毎月 25 日が締めになってますので担当課からそれぞれ上がってきますけれどもだいたい 20 日くらいにあがってきてますのでだいた

い2週間程度で処理したという結果になっております。

**議長** ありがとうございました。それでは他にございませんか。意見も無いようですので、申請番号1番から214番、219番から228番、230番から282番、501番から609番、613番から715番について承認される方の挙手を求めます。  
(委員挙手)

**議長** ありがとうございます。全員挙手です。よって議案第61号の申請番号1番から214番、219番から228番、230番から282番、501番から609番、613番から715番は、原案どおり承認することに決定されました。

**議長** つづきまして、申請番号215番から218番、229番、673番は村嶋委員の案件になりますので、会議規則第31条の規定により、ここで退席を求めます。  
(村嶋委員退席)

**議長** それでは、審議をいたします。本案件につきましては、各委員に送付しておりました総会議案により確認してきておられると思いますので説明は割愛させていただきます。

それでは、申請番号215番から218番、229番、673番につきまして、何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

**議長** 意見もないようですので、申請番号215番から218番、229番、673番について承認される方の挙手を求めます。  
(委員挙手)

**議長** ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第61号の申請番号215番から218番、229番、673番につきまして、原案どおり承認することに決定されました。

審議が済みましたので、村嶋委員の入室を求めます。  
(村嶋委員入室)

**議長** つづきまして、申請番号612番は山田委員の案件になりますので、会議規則第31条の規定により、ここで退席を求めます。  
(山田委員退席)

**議長** それでは、審議をいたします。本案件につきましては、各委員に送付しておりました総会議案により確認してきておられると思いますので説明は割愛させていただきます。

それでは、申請番号 612 番につきまして、何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

**議 長**

意見もないようですので、申請番号 612 番について承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

**議 長**

ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第 61 号の申請番号 612 番につきまして、原案どおり承認することに決定されました。

審議が済みましたので、山田委員の入室を求めます。

(山田委員入室)

**議 長**

つづきまして、申請番号 610 番及び 611 番は坂本委員の案件になりますので、会議規則第 31 条の規定により、ここで退席を求めます。

(坂本委員退席)

**議 長**

それでは、審議をいたします。本案件につきましては、各委員に送付しておりました総会議案により確認してきておられると思いますので説明は割愛させていただきます。

それでは、申請番号 610 番及び 611 番につきまして、何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

**議 長**

意見もないようですので、申請番号 610 番及び 611 番について承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

**議 長**

ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第 61 号の申請番号 610 番及び 611 番につきまして、原案どおり承認することに決定されました。

審議が済みましたので、坂本委員の入室を求めます。

(坂本委員入室)

**議 長**

これで、議案第 61 号の「農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画の作成について」は全て、原案どおり承認することに決定されました。

**議 長**

日程第 8、議案第 62 号「農用地利用集積等促進計画書の作成について」を上程し、議題といたします。

議案第 62 号について、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。

**事務局**

議案の 230 ページになります。議案第 62 号農用地利用集積等促進計画書の作成について農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画書の作成について熊本県農業公社に要請してよろしいか農業委員会の意見を求める

令和 7 年 11 月 10 日 宇城市農長委員会 会長 百家 美代子

提案理由：農用地の利用の高率化及び高度化の促進を図るため、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画の策定を熊本県農業公社に要請するため農業委員会の意見を求める。

続いて詳細を説明させていただきます。議案の 230 ページから 231 ページです。今月は、農業公社が買い入れるのが 1 件、売り渡すのが 3 件です。合計面積は、4 件中、田が 4,365 m<sup>2</sup>、畑が 3,835 m<sup>2</sup>、合計が 8,200 m<sup>2</sup>です。売買価格は総会議案記載のとおりとなっております。ご審議方よろしくお願ひいたします。

**議 長**

次の案件は委員の案件となります。議案の 231 ページの申請番号 3 番につきましては、河野委員の案件となりますので、後ほど審議します。

それでは、申請番号 1 番から 2 番及び 4 番について、何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

**議 長**

意見も無いようですので、申請番号 1 番から 2 番及び 4 番について承認される方の挙手を求めます。

( 委員挙手 )

**議 長**

ありがとうございます。全員挙手です。よって議案第 62 号の申請番号 1 番から 2 番及び 4 番は、原案どおり承認することに決定されました。

**議 長**

つづきまして、申請番号 3 番は河野委員の案件になりますので、会議規則第 31 条の規定により、ここで退席を求めます。

( 河野委員退席 )

**議 長**

それでは、審議をいたします。本案件につきましては先ほど事務局より説明いただいた通りです。

それでは、申請番号 3 番につきまして、何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

**議 長**

意見も無いようですので、申請番号 3 番について承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

**議 長**

ありがとうございます。全員挙手です。よって議案第 62 号の申請番号 3 番につきまして、原案どおり承認されることに決定されました。

審議が済みましたので、河野委員の入室を求めます。

(河野委員入室)

**議 長**

これで、議案第 62 号の「農用地利用集積等促進計画書の作成について」は全て、原案どおり承認することに決定されました。

**議 長**

日程第 9、議案第 63 号「買受適格者証明願について」を上程し、議題といたします。議案第 63 号について、事務局より提案理由の説明及び詳細説明を求めます。

**事務局**

議案の 234 ページになります。議案第 63 号買受適格者証明願について次のとおり申請があつたので審議を求める

令和 7 年 11 月 10 日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

提案理由：農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 1 の 2 の(1)の規定により、意見を決定するため審議を求める。

続けて詳細説明にうつります。買受適格証明について、説明いたします。

裁判所等で競売にかかった農地を、入札しようとする場合、その入札者が農地法の許可を受けることができる者であることを証明する書類が必要となります。これを買受適格証明と言います。案件につきましては、申請者の要件が農地法上適格であるかを審査し、証明書を交付します。申請者は証明書の交付を受け、競売に参加することになります。そして、落札後、改めて農地法第 3 条の許可申請書が提出され、買受適格証明願の審査時と同一内容であると認めた場合は、許可書を交付するものです。買受適格証明願の承認と、落札した場合の農地法第 3 条の許可申請を併せて審議することとなります。以上です。

**議 長**

只今、事務局より説明がありましたが、3 条の規定と同等でありますので、9 番 坂本委員より 説明を求めます。

**坂本委員**

それではですね、申請番号 11 - 1 についてご説明申し上げます。詳細は記載のとおりでございます。競売の農地でございます。今ですね受人はですねこの方がすでに賃借をされて耕作の方は現時点もされております。今回ですね、適格者に受人が問題ないかというようなことのようござりますけれども、受人は現在約 10 町近くの水稻をですね栽培されております。施設及び所有機械等

の所有についてもですねすべて持っておられてなんら問題が無いと思いますのでどうかご審議のほうよろしくお願ひ申し上げます。以上です。

**議長**

只今、委員より説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありますか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問、意見をお尋ねします。

**議長**

意見も無いようですので、議案第 63 号について承認される方の挙手を求めます。

( 委員挙手 )

**議長**

ありがとうございます。全員挙手です。よって議案第 63 号は、承認することに決定されました。

**議長**

日程第 10、議案第 64 号「農地・非農地の判断について」を上程し、議題といたします。

議案第 64 号について、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。

**事務局**

議案の 236 ページになります。議案第 64 号農地・非農地の判断について宇城市非農地証明事務取扱要領に基づく非農地証明願の提出がありましたので、農業委員会の意見を求める。

令和 7 年 11 月 10 日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

続きまして詳細を説明します。農地・非農地の判断について、申請者より非農地証明願の提出がありましたので提案するものです。

申請地の非農地の判断について、申請番号 1 番は松橋地区農業委員及び農地利用最適化推進委員との現地検討会をもとに非農地と判断しているところです。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

**議長**

それでは、案件について、何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

**議長**

意見も無いようですので、議案第 64 号について承認される方の挙手を求めます。

( 委員挙手 )

**議長**

ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第 64 号について、原案どおり承認することに決定されました。

**議 長**

以上で本日の日程は終了しました。

これをもちまして、令和 7 年第 11 回宇城市農業委員会総会を閉会いたします。

慎重なご審議、有り難うございました。

**閉 会**

(午後 14 時 54 分) 副会長の号令による、規律、礼。